

## 滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県立琵琶湖文化館が展示する文化財等の観覧に係る使用料について、その納付を要しない者の範囲を拡大するため、滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年滋賀県条例第43号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 障害者の観覧のために介護を行う者ならびに県内の幼稚園または保育所等の行事として観覧しようとする乳児または幼児およびこれらの者の引率者は、観覧に係る使用料の納付を要しないこととします。（本則関係）
- (2) この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年滋賀県条例第43号）新旧対照表

旧	新
<p>滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第47号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（省略）</p> <p>第7条第1項中「規定による」を削り、「別表第1」を「別表」に、「美術品等」を「文化財等」に、「（以下「観覧者」という。）は別表第2」を「は知事がその都度別」に改め、同項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、当該観覧しようとする者のうち次に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>（1）障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）</p> <p>（2）<u>学校行事</u>として文化館が展示する文化財等を観覧しようとする県内の<u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒</u>またはこれらに準ずる者およびこれらの者の引率者</p>	<p>滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第47号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（省略）</p> <p>第7条第1項中「規定による」を削り、「別表第1」を「別表」に、「美術品等」を「文化財等」に、「（以下「観覧者」という。）は別表第2」を「は知事がその都度別」に改め、同項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、当該観覧しようとする者のうち次に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>（1）障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）および障害者の観覧のために介護を行う者</p> <p>（2）<u>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）</u>または<u>保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出があつた施設（以下「保育所等」という。）の行事</u>として文化館が展示する文化財等を観覧しようとする県内の<u>幼稚園等の児童もしくは生徒</u>または<u>県内の保育所等の乳児もしくは幼児</u>およびこれらの者の引率者</p>
以下 省略	以下 省略